

地裁の不当判決を許すな！

「反処分」都労委行政訴訟裁判

において、不当判決！！

12月24日 東京地方裁判所において、「反処分」都労委行政訴訟裁判の不当判決が出されました。

「主文 東京都労働委員会が平成20年8月26日付けで平成17年（不）第95号事件につきして命令中主文第1項ないし第3項を取り消す。」とだされました。東京都労働委員会の命令を（①本件訓告及び本件訓告に伴う有患の期末手当の減額の撤回、②謝罪文の掲示等を求めて不当労働行為の救済命令の申し立て、③会社は前各項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告する）取り消す不当判決がだされました。

地裁の不当判決を許さず、職場からの闘いを強化しよう！！

以上のように、私たちの都労委の闘いは不当な判決がなされました。今後、私たちの闘いは控訴に向けて決意を新たに職場からの闘いを強化しよう！！